

令和 4 年 1 1 月 2 日

豊田市長 太田 稔彦 様

旭地域会議
会長 林 義 治

答 申 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第202条の7第1項の規定に基づき令和4年8月4日付けで諮問を受けた「高齢者の見守りネットワークの強化に関する取組」について、下記のとおり答申します。

記

1 旭地域の現状について

旭地区は、地縁、血縁による支え合いの精神が根付いており、従来から「見守り」や「支え合い」が行われている地域である。

令和元年度に実施した「旭地区のまちづくりを考えるアンケート調査」において、最も満足度が高かった項目が「困ったときに助け合える近所付き合いが行われている」であったこと、また、第23回市民意識調査(令和3年度)において「あなたは、近所とのつきあいに満足していますか」の設問に対して「満足している」と回答した割合が、市内28地区のうち2番目に高い数値を示していること等がその証左である。

2 答申

(1) 旭地域の高齢者の見守りに関する課題

ア 地域の見守り対象から漏れている高齢者の見守り

集落から離れた一軒家、あるいは近隣住民との交際を望まない世帯など、物理的・心理的な孤立により、日常の見守りが困難となっている世帯への対応が必要である。

イ 見守り活動を実施する地域組織間の連携

旭地域独自の制度である福祉特派員を始めとして、各集落や事業所、公共など地域の見守りに取り組む組織がすでに多く存在するが、見守りの濃淡、重複や抜け落ちなどが生じている可能性がある。これらを解消するとともに、効率的な見守り活動により見守る側の負担軽減も図るため、関係組織間の連携の強化が必要である。

(2) 「あさひ高齢者見守り事業」の実施を通じて見えた高齢者の見守りにおける課題

信頼関係の構築とそれに基づく見守り活動

高齢者には、顔見知りでない調査員への心理的な壁があるため、十分にニーズを把握することが困難であった。真の困りごとを収集するためには、町内会単位以下での顔の見える関係性を基にした支え合いの仕組みを構築することが必要である。

(3) 今後必要な見守りの取組について

ア 「見守り」の情報共有ができる連携体制構築を支援すること

各組織により既に取り組まれている見守り活動の連携強化を支援し、地域全体で見守る体制を共働により確立するための支援が求められる。

イ デジタル技術を活用した見守り活動を支援すること

日常の目が行き届かない世帯の見守りを強化するための、デジタル技術を活用した見守り支援体制を構築する。これにより、見守る側の負担軽減と人的資源の補完にもつなげる。また、そのために不可欠な電波状況等の改善に向けた施策を支援すること。

ウ 「見守りの対象」を増やさないための施策を推進すること

フレイル予防活動などの健康寿命を延ばすための取組を充実させるとともに、地域の中で高齢者自身が役割を担ったり、コムスなどによる自力移動を支援するなど、生きがいをもって暮らし続けられるための施策を推進すること。

3 その他

(1) 旭地域会議委員 (15名)

会長	林 義 治	敷島自治区
副会長	板 倉 小夜子	識見を有する者 (敷島自治区)
委員	秋 野 茂	小渡自治区
委員	安 藤 鍊 三	浅野自治区
委員	稲 垣 雅 子	識見を有する者 (浅野自治区)
委員	宇 井 幹 尚	笹戸自治区
委員	梶 昌 樹	築羽自治区
委員	後 藤 洋 介	小渡自治区
委員	鳥 居 信 宏	公募 (敷島自治区)
委員	長 澤 壮 平	敷島自治区
委員	成 瀬 裕	浅野自治区
委員	増 田 尚 子	築羽自治区
委員	柳 井 清一郎	笹戸自治区
委員	藪 下 隆	小渡自治区
委員	渡 邊 さとみ	敷島自治区

(2) 諮問答申検討状況

第1回	令和 4年 7月 7日 (木)	※第4回地域会議
第2回	令和 4年 8月 4日 (木)	※第5回地域会議
第3回	令和 4年 9月 1日 (木)	※第6回地域会議
第4回	令和 4年 10月 6日 (木)	※第7回地域会議

■ 第1回協議 (令和4年7月7日 (木) ※第4回地域会議)

前回 (第4回) の振り返り ※次第4 協議(1)の① 資料2-1で説明 資料1

「旭地域の見守りの現状について」 7月7日地域会議

1 旭地区は見守りができている方なんじゃないか。(他地域との比較ができない)

(1) 見守りが当たり前になっている
→ 集落にシブシブと多くの町内会で見守りを重視していることが伺える→日常生活の範囲でできることに取り組む
→ 福祉特派員には登録、いつでも同様の役割を認識している→広域方法の共有が必要 (自が福祉特派員)

(2) 元気な高齢者は自助の範囲で活動できている
→ 元気でない高齢者の対策は必要?
→ 高齢の2人世帯も対象に (他居世帯に比べ施策が十分でないのでは?)
→ 元気な高齢者が元気なまままで長生きしていただくような取り組みが必要 (フレイル予防)

(3) 5年後、10年後の見守りか心配 (自分が当事者)
(4) 高齢者は頼り下手 (言えても近所まで、公的機関へはなかなか言いくい)
(5) 課題は都市部にこそあるのではないか
(6) 声かけから始めよう
(7) 日常の見守り自体が困難な町内会ができていないか心配

前回 (第4回) の振り返り

2 福祉特派員制度に愛称を (気軽に参加できるようにイメージに)

(1) 福祉特派員制度はいい制度だと思うが、言葉に固いイメージがある。参加しやすいネーミングがあれば参加しやすい
(2) コロナ禍での経験を踏まえ、ウイズコロナの対策の検討も必要
→ 既存のグループに参加するのはいいと思うんですが、福祉特派員はそういう縛りがないので、参加しやすいのではないかと。

3 各種制度の周知不足 (横の連携が必要)

(1) それぞれ良い施策があるが、連携が弱い気がする
(2) 人の連携も同様 (転入者、若者、日頃から付き合いのない人)

4 市民 (町内会、福祉特派員) や事業者 (郵便局、電気、ガス検診、宅配業者) などにより、重層的な見守り体制をとることで、負担をかけずに地域全体で見守る。

前回 (第4回) の振り返り

■ 第2回協議 (令和4年8月4日 (木) ※第5回地域会議)

前回 (第5回) の振り返り 資料1

■ 諮問答申を優先して協議を行う。答申の日程は進捗状況をみて協議して決める

■ 令和3年度事業提案の協議は諮問答申の協議を済ませてから行う

■ グループワークの主な協議内容

- ・ (福祉特派員、地域、事業者など) いろいろな「目」による見守りに加え (足りない部分を) デジタルを有効活用してカバーする
- ・ アナログによる見守りに加え、今後想定されるマンパワー不足を補うためにデジタルの有効活用が求められる
- ・ (あれあれい、おね、おぬいなど) 集うこと自体が、「見守り」や「把握」につながる
- ・ 参加者が限定されている場合も多いので、より多くの方に参加していただける工夫が必要
- ・ 精神的or物理的(ボツンと一軒家)対策が必要
- ・ 把握できない人を把握することが大切
- ・ マンパワー不足をデジタルでカバー
- ・ かえるメールは旭地区では (過去3年間) 利用実績がない (登録状況は不明)

前回 (第5回) の振り返り

■ 第3回協議 (令和4年9月1日 (木) ※第6回地域会議)

前回 (第6回) の振り返り 資料1

■ グループワークの主な協議内容

- ・ 「精神的・物理的ボツンと一軒家」の把握自体はできている。見守りにはデジタルの活用を
- ・ 日常的な目が行き届かない物理的に孤立した家や、地域との接触を好まない家の人には、デジタルを活用した見守り有効。
- ・ 「人とデジタルの組み合わせによるハイブリッド見守り」を
- ・ いろいろな立場で行われている人による見守り止、それをカバーするデジタルによる見守り止の組み合わせで、「見守り」を必要とする人を取っ手にできない取組みが必要。
- ・ 「参加しづらい人」をフォロー
- ・ いろいろな機会への参加を促したり、工夫の活用など安全な移動手段の活用を通じて運転免許返納の返納を遅延化することで寄り合いのある生活を維持することでフレイル予防に努める。
- ・ 「見守り」から「支え合い」へ
- ・ 見守る側と見られる側という受け身の関係ではなく、それぞれ役割をもって支え合うことが大切

■ 11月答申の予定を進める

これまでの協議内容を踏まえ、答申案を事務局が作成し、10月の地域会議で協議する。

前回 (第6回) の振り返り